

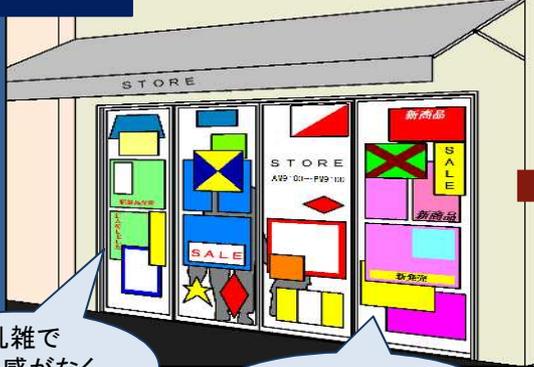
お店の窓がこのようになっていませんか？ ~ちょっとした工夫でお店の印象が変わります!!~

お客様にお店の商品やサービス内容を伝えるポスター等のいわゆる「簡易な広告物」を、ちょっとした工夫できれいに貼られると、お店の印象が良くなります。

また、お店の一人ひとりの取組みが積み重なれば、京都の町並み景観の向上にも繋がりますので、是非、皆様のご協力をお願いします。

事例1の店舗

before



乱雑で
統一感がなく
見にくい

重なって
よく分からない

after

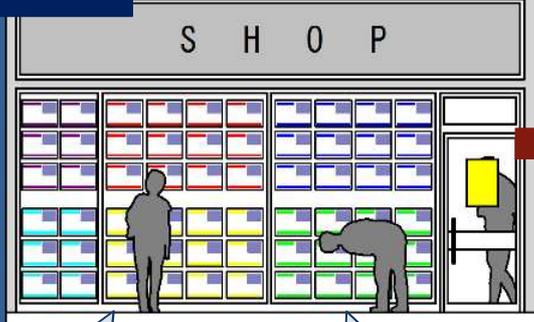


整理されていて
スッキリ

色・高さを揃え
統一感がでる

事例2の店舗

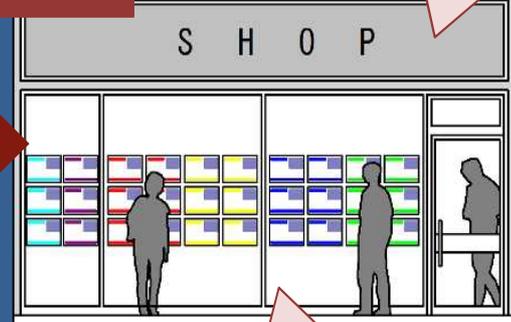
before



店内の様子
がよく分からない

上と下
が見づらい

after



店内の雰囲気
がよく分かり
入りやすい

目線の高さが
見やすい

ポスター等の設置にも「京都市屋外広告物等に関する条例」が適用されます。
(詳細は、裏面をご覧ください。)

Point1

広告数は最小限にしましょう！

建物や窓等に設置するポスター等の枚数は必要最小限にすると、お店の広告がスッキリした印象になります。



Point2

規則正しく設置しましょう！

ポスター等の広告は、高さ、間隔、大きさを統一して貼った方が、見た目の印象も向上します。



Point3

すっきりしたデザインを心掛けましょう！

広告のデザインは、文字情報を必要最小限にして、過密にならないようにしましょう。また、文字の色数も少なくした方が、広告が読みやすくなります。

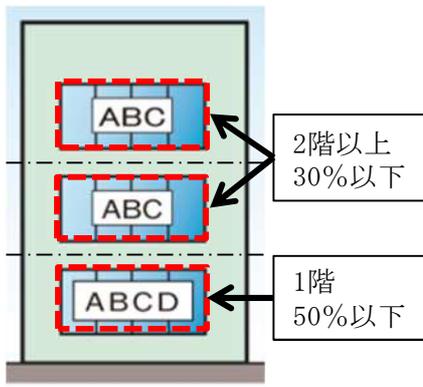


ポスター等設置の基準概要について

窓の外側に貼るポスター等の簡易に表示できる広告物にも、色彩、表示可能面積、設置する高さ、**ガラス窓等の開口部への表示可能面積（左図参照）**などの条例の基準があり、**合計面積が2㎡を超える**と短期での許可申請（許可期間：3月）が必要となります。

また、開口部等に内側から貼る（「特定屋内広告物」）場合も、色彩や開口部の表示可能面積など、条例に基準があるほか、**合計面積が5㎡を超える**と届出が必要です。

※ 屋外広告物や特定屋内広告物の規制の詳細は、当室のホームページにある「京の景観ガイドライン(広告物編)」で確認できます。



(開口部に対する表示率)

[京都広告ガイドライン](#)

[検索](#)

京都市 都市計画局 広告景観づくり推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

TEL：(075) 222-4137

FAX：(075) 251-2877

[京都広告景観](#)

[検索](#)



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等
へ！



京都市
CITY OF KYOTO

京都市印刷物第284984号
平成29年2月発行